

平成 27 年 6 月改正

建築士受験のための



改正建築基準法のポイント

平成 18 年に「構造計算適合性判定制度」等が導入されて以来、8 年ぶりに建築基準法が大幅に改正されました。今回の改正規定は、平成 28 年の建築士試験から出題対象となりますので、本資料では、「受験対策」という観点でそのポイントをまとめています。是非、法令集と共にご活用ください。

【注意】

本冊子は、本試験会場に持ち込むことができません。

資格の学校 *TAC*

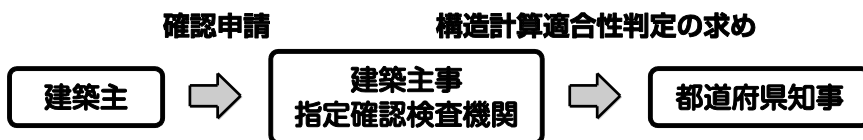
3333333333

改正点1 構造計算適合性判定の手続きの主体が 建築主事等から建築主に変更された

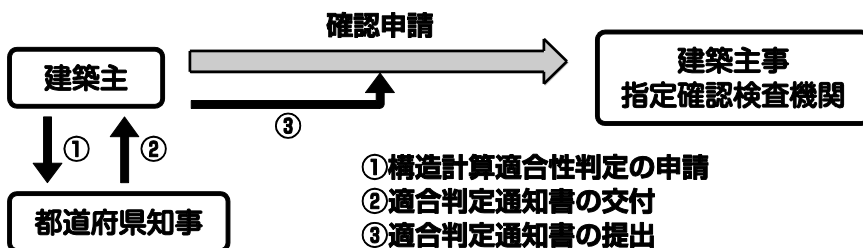
改正前は、構造計算適合性判定の手続きは、法6条の確認申請書を受理した建築主事又は指定確認検査機関が、都道府県知事に対して求めるものでした（改正前―法6条5項、6条の2）。

改正後は、建築主が、**直接**、都道府県知事に対して構造計算適合性判定を求め、それに基づく適合判定通知書等を**建築主事等に提出**することになりました（改正後―法6条の3、6条5項）。

改正前



改正後



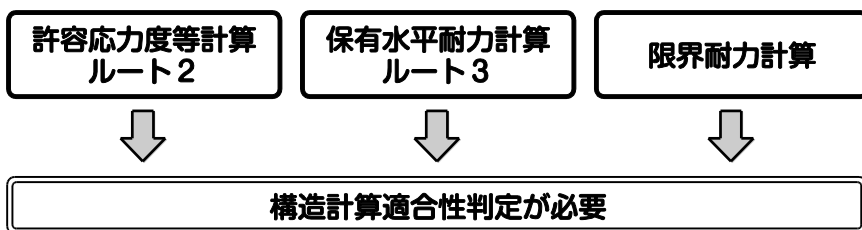
改正点2 構造計算適合性判定の対象が減少した

改正前は、構造計算適合性判定の手続きは、許容応力度等計算（構造計算ルート2）、保有水平耐力計算（構造計算ルート3）、限界耐力計算について必要とされていました（改正前―法6条5項）。

改正後は、「一定の要件」のもとに、許容応力度等計算（構造計算ルート2）については、構造計算適合性判定の対象から除外されました（改正後―法6条の3）。

⇒「一定の要件」…構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える建築主事・確認検査員が在籍し、審査を行う特定行政庁又は指定確認検査機関（ルート2 審査対応機関）に確認申請する場合。

改正前



改正後



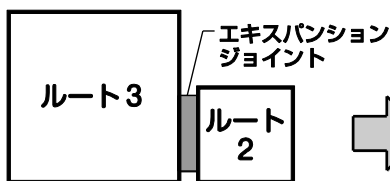
改正点3 一定の増改築も構造計算適合性判定が必要となった

改正前は、法 20 条（構造耐力）に関する既存不適格建築物への増改築を行う場合、構造計算適合性判定は不要とされていました。

改正後は、既存不適格建築物について増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に令 9 条の 2 に規定する「特定増改築構造計算基準」に該当する場合には、構造計算適合性判定の対象となりました（改正後―法 6 条の 3）。

また、エキスパンションジョイント等で、2 以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうか判断することになりました（改正後―法 20 条 2 項、令 36 条の 4）。

改正前

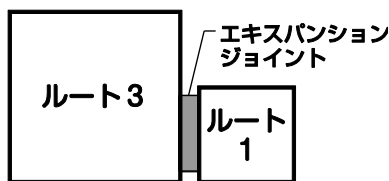


適判必要

適判必要

「ルート 1 規模だが、ル
ート 1 を採用できない
のでルート 2 を採用

改正後



適判必要

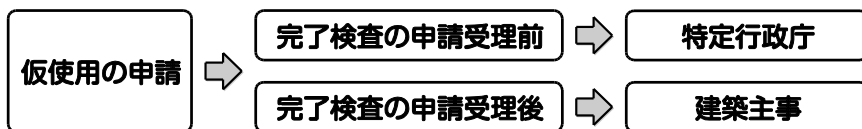
適判不要

改正点4 仮使用の承認制度が合理化された

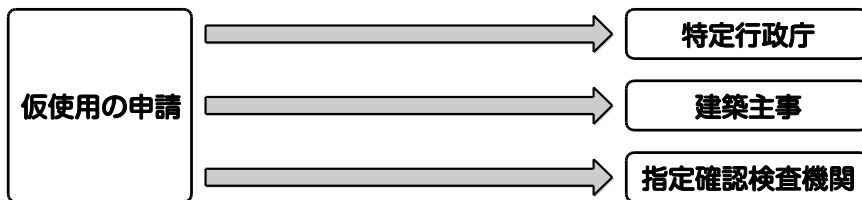
改正前は、検査済証の交付前の仮使用については、原則として特定行政庁が承認権限を有し、例外として完了検査の申請の受理後は建築主事が承認権限を有することとなっていました（改正前―法7条の6）。

改正後は、仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されている等、一定の安全上・防火上の基準に適合すると認めたときは、特定行政庁だけでなく、**指定確認検査機関や建築主事が仮使用の認定**をすることができるようになりました。（改正後―法7条の6、規則4条の16）。

改正前



改正後



※ 改正後の規則4条の16第3項により、一定の増築等の工事に関する仮使用については、完了検査の申請受理前は特定行政庁に申請しなければならないとされています。

改正点5 木造建築に関連する基準が緩和された

改正前

- ① 改正前―法 21 条 2 項により、延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物で主要構造部に木材等を用いているものは、耐火構造の基準に適合させる必要がありました。
- ② 改正前―法 27 条及び別表第 1 により、別表第 1 (い) 欄の特殊建築物は (ろ) 欄又は (は) 欄に該当すれば耐火建築物、(に) 欄に該当すれば耐火又は準耐火建築物とする必要がありました。

改正後

- ① 延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物で主要構造部に木材等を用いているものは、3,000 ㎡以内ごとに**防火設備等で区画**すれば、耐火構造の基準に適合させることが不要となりました (改正後―法 21 条 2 項、令 109 条の 5)。
- ② 別表第 1 (い) 欄 (1) 項から (4) 項までの特殊建築物は、その主要構造部が、建築物に存する者の全てが地上までの避難を終了するまでの間、通常の火災による倒壊及び延焼を防止するために必要とされる性能を有し、かつ、建築物の他の部分から延焼するおそれがある外壁の開口部に防火設備を設けることにより、建築することができるようになりました (**特定避難時間倒壊等防止建築物**―令 110 条～110 条の 3)。

この結果、改正後の法 27 条で耐火建築物であることを要求される特殊建築物は、別表第 1 (い) 欄 (5) 項と (6) 項の倉庫、自動車車庫等で一定規模のものだけになりました。

改正後の別表第 1 のイメージ

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
(1)	劇場ほか	特定避難時間倒壊等 防止建築物		—
(2)	病院ほか			—
(3)	学校ほか			—
(4)	百貨店ほか			—
(5)	倉庫ほか	耐火建築物		耐火又は 準耐火
(6)	自動車車庫ほか			

改正点6 その他の改正事項

- ① 改正後一法3条3項三号に「**移転**」が加えられ、既存不適格建築物を移転した場合、原則として改築等と同様に現行基準に適合されるよう改正されましたが、法86条の7第4項が追加され、敷地内移転、又は政令（令137条の16）で定める範囲内の敷地外移転については、例外として、現行基準への適合をさせなくてもよいことになりました。
- ② 建築物等に重大な被害が及んだ事故・災害等において、国が迅速に原因究明を行い、再発防止策を講じることができるようにするため、国が自ら調査を実施できるよう、報告徴収、書類等の提出要求、及び立入検査等の規定が設けられました（改正後一法15条の2）。
- ③ 現行法令が想定していないような構造方法等の新技術の円滑な導入を促進するため、新たな**大臣認定制度**が創設されました（改正後一法38条）。
- ④ 平成26年に施行されたエレベーターの昇降路の容積率不算入に引き続き、容積率算定上の延べ面積について、住宅の地階と同様に、**老人ホーム等**についても3分の1を限度として、地下室の容積率特例の対象となりました（改正後一法52条3項）。

建築士法についても、主に次の事項が改正されました（平成27年6月施行）

・書面による契約等と一括再委託の禁止

延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結が義務化され、一括再委託も禁止されました（改正後一法22条の3の3、24条の3等）

・管理建築士の責務の明確化（改正後一法24条）

・免許証の提示等と書換え規定の明確化（改正後一法5条、10条の2の2、19条の2）

・建築設備士に係る規定の整備（改正後一法2条、18条）

・その他改正事項

建築士に対する知事等の調査権の新設（改正後一法10条の2）、暴力団員等に係る欠格要件（法23条の4）、及び建築士事務所の**所属建築士を変更した場合の届出義務**（法23条の5）が明示されました。

制作 2015年9月10日

制作者 TAC株式会社 建築士講座企画部

本冊子の無断転載、複写は固くお断りいたします。